不登校支援ガイドブック

金ての子どもの笑顔のために

~社会的自立に向けた支援のポイント~

^{令和5年12月} 北海道教育委員会



目 次

はじめに	1
I 不登校の理解 1 本道の現状 2 基本的な考え方 3 支援の方向性 4 現状の的確な把握 5 欠席の状況等に応じた対応	2 3 5 6 7
Ⅲ 不登校対応に求められる組織体制1 チームによる支援	8
Ⅲ 未然防止1 不登校を生じさせない学校・学級づくり2 誰にとっても分かりやすい授業づくり3 SOSの出し方に関する教育の充実4 学校の風土の「見える化」	10 11 12 14
IV 早期発見・早期対応1 スクリーニングによる早期発見2 1人1台端末を活用した心のSOSの早期発見3 適切な支援に向けたアセスメント4 アセスメントに基づく個に応じた支援計画	15 17 18 22
V 継続的な支援 1 校内での支援 2 校外での支援	24 25
VI 教職員の皆さんへ	27

みなさんの学校では、次のことについて、達成できていますか。

これらを達成することは、不登校支援を充実させる上でとても重要です。

各学校においては、本ガイドブックを校内研修等で積極的に活用し、全教職員で不 登校支援について共通理解を図ることにより、全ての児童生徒が、毎日、笑顔で学び 続けることできるよう、組織的な取組を推進しましょう。



☑ 全ての児童生徒が、「学校に行くのは楽しい」「自分にはよいところがある」と感じている。

- ☑ 学校の教育目標の具現化に向けて、全ての教育活動のねらいや内容の相互の関連について、全 教職員で共通理解が図られている。
- ☑ 学校の教育目標の具現化に向けて、保護者や地域、関係機関と円滑に連携・協働している。

はじめに

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものです。

そのため、全ての児童生徒にとって、安全・安心で「楽しい」と実感できるような魅力ある学校づくりを進めるとともに、不登校の児童生徒の支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。

不登校の児童生徒の状況によっては休養が必要な場合があることにも留意しつつ、学校以 外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよ う支援することが重要です。

道教委では、本道の全ての児童生徒が、安心して学ぶことにより、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することができるよう、各学校や各市町村教育委員会における不登校児童生徒への支援について理解を深める指導資料「不登校支援ガイドブック『全ての子どもの笑顔のために~社会的自立に向けた支援のポイント~』」を作成しました。

各学校や各市町村教育委員会においては、不登校児童生徒の支援のより一層の充実に向け、本資料を御活用ください。

本資料内の「※<u>○○○○</u>」は、クリックすると該当ページにつながりますので、必要に応じて、御参照ください。



I 不登校の理解

1 本道の現状

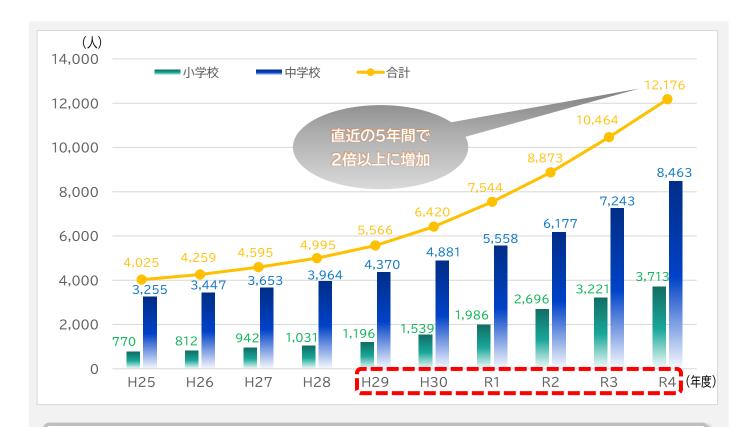
北海道の不登校の現状は、 どのような傾向なのですか?



- ✓近年、本道の不登校児童生徒数は増加し続けています。
- ✓本道の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、35.3 人であり、全国平均を 3.6 ポイント上回っています。

✓主たる理由は、「学業の不振」、「友人関係」などが全国よりも高い傾向にあります。





不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは したくともできない状況にあるため、<mark>年間30日以上欠席した者</mark>のうち、病気や経済的な理由 による者を除いたもの

2 基本的な考え方

うちの子が不登校になるなんて。 どうしたらいいんだろう。



学校に行けない自分は、 ダメな人間なんだ。



そもそも不登校って、いけないことなのですか?



- ✓不登校は、問題行動ではありません。
- ✓全ての教職員が、不登校について正しく理解しましょう。
- ✓大切なことは、学校に行けないことで自責の念に苦しむ児童生徒や、我が子が 不登校であることに負い目を感じている保護者の苦しみを和らげ、寄り添いな がら支援することです。



不登校について正しく理解しましょう

- 取り巻く環境によって、どの児童生徒にも起こり得ること
- 多様な要因・背景の結果として不登校状態になっていること
- 不登校の児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭すること
- 不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつこと
- 学習の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在すること
- ※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年12月公布)
- ※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針(平成29年3月)
- ※不登校児童生徒等への支援についての法律「教育機会確保法」って何?(令和5年10月17日文部科学省)
- ※小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編

自己肯定感を高める、社会性や人間性を伸長させる

不登校の児童生徒への関わりにおいて、 大切にすべきことはどのようなことですか?



✓大切なことは、学校・家庭・地域社会が児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことにより、児童生徒の自己肯定感を高めることです。

✓児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができるよう存在となるように、 社会的自立に向けた取組を実施することが求められています。周囲の大人との 信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性を伸長させ、結果として、児童 生徒の社会的自立につながることが期待されます。



可能な限り、指導要録上出席扱いとすること

学校以外の場所で学習指導を受けた場合は、 出席扱いにしてもいいのですか?



- ✓一定の要件を満たした上で、下記の相談・指導、学習活動が行われた場合については、可能な限り、指導要録上出席扱いにしましょう。
- ✓本人の進学等の意向等を考慮し、学習評価を行い、その結果を評定などの成績 評価に反映させましょう。



学校外の公的機関や民間施設において 相談・指導を受けている場合

- 児童生徒の社会的な自立を目指す相談・ 指導が行われている
- 児童生徒が自ら登校を希望した際に、円 滑に学校復帰できるような個別指導等の 適切な支援を実施している

自宅においてICT等を活用した学習活動 を行った場合

- 児童生徒が自ら登校を希望した際に、円 滑に学校復帰できるような学習活動を行っている
- 児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切である
- ※文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」【別記1及び別記2】(令和元年10月25日)
- ※文部科学省通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」(令和5年3月31日)

3 支援の方向性

個に応じた支援を行うには、どうしたらよいですか?



✓「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求したり、「どうしたら行けるか」と方法 のみにこだわったりするはやめましょう。

✓大切なことは、本人としてどうありたいかという主体的意思や、本人がもっている 強みを含め、当該児童生徒の気持ちを理解し、アセスメントに基づく個に応じた具体 的な支援をすることです。

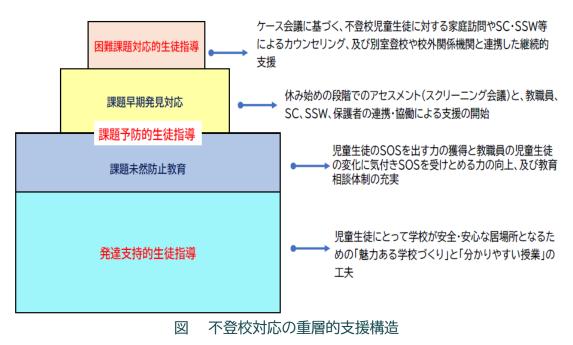


支援の目標

- 学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体 的に捉え、社会的自立を目指せるようにすること
- 支援の第一歩は、将来の社会的自立に向けて、「傷ついた自己肯定感を回復する」、「コミュニケーション力やソーシャルスキルを身に付ける」、「人に SOS を出せる」よう、身近で支えること

支援のポイント

- 発達支持的生徒指導として、「
 魅力ある学校づくり」を進めること
- 課題予防的・困難課題対応的生徒指導として、<mark>適切にアセスメント</mark>を行い、支援の目標や方針を定めること
- 多職種の専門家や関係機関と連携・協働し、「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくこと



※生徒指導提要(令和4年12月)「10.1 不登校に関する関連法規・基本指針」及び「10.3 不登校に関する生徒指導の重層的支援構造」

4 現状の的確な把握



どのような取組から始めるといいのでしょうか?

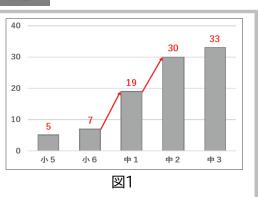
- ✓自校の現状を的確に把握し、支援しましょう。
- ✓大切なことは、不登校児童生徒数を「継続数(前年度も不登校であった児童生徒数)」と「新規数(前年度は不登校ではなかった児童生徒数)」とに分けて捉えることにより、取組の方向性を明確にすることです。



中1や中2になるときに、急増するように見える

図1のような、不登校児童生徒数の推移からどのような印象を受けますか。

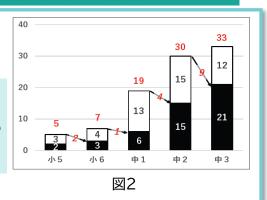
- 小5から中3まで、学年を追って増える。
- 小6⇒中1、中1⇒中2では、急激に増加するのに対し、 小5→小6、中2→中3では緩やかな増加にとどまる。



不登校児童生徒の何人かは、翌年度には不登校状態が解消している

図1の不登校児童生徒数を図2のように、「継続数…■」 と「新規数…□」で分けるとどのような印象を受けますか。

- 不登校児童生徒数は、学年が上がると一度減少する。
- 減少数以上に新規数が増加することで、学年が上がる と結果的に不登校児童生徒数は増加する。



	取組の対象	
新規数に着目した取組	全ての児童生徒	
継続数に着目した取組	前年度不登校であった児童生徒 年度途中で不登校になった児童生徒	

取組の方向性 魅力ある学校づくり

社会的自立に向けた支援

※国立教育政策研究所「生徒指導リーフ Leaf.22」(平成30年7月)

✓新たな不登校を生じさせない「未然防止」の取組を充実させましょう。

不登校の要因や背景は、多様化・複雑化している中、 学校は、どのように対応していけばよいのでしょうか?



- ✓不登校の要因や背景は多様かつ複雑です。スクールカウンセラーやスクールソ ーシャルワーカー等を活用して、「チーム学校」による組織的・計画的な支援を行 いましょう。
- ✓大切なことは、予兆をいち早くキャッチし、情報の共有、面談や家庭訪問の実 施、「児童生徒理解・支援シート」などの作成等、組織的に対応する基準を設けて 全教職員で共通実践することです。



	₩ 分した フロ 立 件分	<u> </u>	工 / 兴共
未	対象となる児童生徒	学級担任	チーム学校
未然防止	全ての児童生徒	・不登校を生じさせない学校・学級づくり ・誰にとっても分かりやすい授業づくり ・SOS の出し方に関する教育の充実 など	・組織的・計画的な実施
	欠席0日~1日	❶児童生徒理解	・学年会議等で対応を
	<予兆>	・本人や友人、保護者から聴取	協議
発	・遅刻、早退等の増加 ・体調不良の増加 等	②教頭(学年主任)に相談 ・養護教諭、生徒指導担当教諭、教育相談コーディネーター	・欠席状況等を全教職員が確認できる仕組
発見	・親子関係や家庭環境 ・学業不振 ・友人関係	等にも相談 ⑤状況の把握 ・本人や友人、保護者から情報(観察、面談等)	みづくり
	・発達障害による困り感	・教職員からの情報(学年団、前学級担任、養護教諭、SC等)	
M		◆家庭に電話する ・本人や保護者と話をする	・断続的な欠席の場合は、保健室登校や別室
		・教頭(学年主任)、養護教諭、生徒指導担当教諭、	登校の配慮
共有	2日連続欠席	教育相談コーディネーター等に報告 ⑤ 家庭訪問を行う	・SC、SSW等による助 言・援助
有	有	・本人や保護者と直接会って話をする	吕·1友功
		·教頭(学年主任)、養護教諭、生徒指導担当教諭、	
		教育相談コーディネーター等に報告	
		⑥ 「支援チーム」を組織する	・支援チームについて
		・必要に応じて、SC、SSW等も参加	は、P8を参照
チーム支援		⑦「ケース会議」を開催する	・定期的なケース会議
	3日連続欠席	・アセスメントに基づく、支援の目標、方向性、役割	に加え、不定期のケー
		分担等を検討	ス会議も実施
		③支援方針を確立し、連携して行動する ・学級担任は困ったらすぐに相談	・支援チームから学級 担任への声かけ
援		●「児童生徒理解・支援シート」等を作成する	・SC、SSWによる面談
	5日連続欠席	・支援の目標、方向性や進捗状況等を情報共有	や家庭への働きかけ
l J	累計10日以上	●本人への継続的な支援	1 10 10 10 10
		・アセスメントに基づくチーム支援	

※引用:福井県不登校対策指針「誰もが笑顔になれる学校づくりのための3つのシステム」(福井県教育委員会)

Ⅱ 不登校対応に求められる組織体制

1 チームによる支援

学級担任だけでは、十分な支援を行うことが できません。どうしたらよいのですか?



✓学校全体でチームとして、児童生徒一人一人への最適な指導・援助を行いましょう。 ✓大切なことは、学級担任だけではなく、他の教職員や多職種の専門家、関係機関が チームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることにより、指導・援助の幅 や可能性を広げることです。



「チーム学校」の例









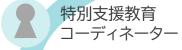
管理職



教育相談 コーディネーター

学年主任

養護教諭







関係教職員 (学級担任、教科担任、部活動顧問等)





スクールカウンセラー(SC)

- ・心理の専門家(公認心理士等)
- ・児童生徒のカウンセリングや対応について、教職員や保護者へ専門的な助言や援助
- ⇒児童生徒自身をケア



- ・福祉の専門家(社会福祉士等) ・児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関 等とのネットワークの構築
- ⇒児童生徒を取り巻く社会的・家庭的状況を改善

必要に応じて連携・協働





教育支援センター



学校医



市町村福祉担当課



民生委員



児童相談所



その他、関係機関等

2 組織的な取組の充実

組織的な支援を充実させるためには、 どうしたらよいでしょうか?



✓目標を共有し、アセスメントに基づいた支援の内容や役割分担等について記載したチーム支援計画や取組プランを作成しましょう。

✓大切なことは、教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化(見える化)」を図ることです。



チーム支援のプロセス(困難課題対応生徒指導及び課題早期発見対応の場合)

チーム支援の判断とアセスメントの実施

- √「発達特性、病気等」、「感情、ストレス等」、「家庭環境や人間関係等」から実態把握
- ✓児童生徒のよさや可能性、課題解決に役立つ人や機関等の資源を探る

課題の明確化と目標の共有

- ✓課題を明確化し、具体的な目標を共有した上で、専門性等を生かした役割分担
- ✓ 最終的なゴール(長期目標)とそれを目指すスモールステップ(短期目標)の設定

チーム支援計画の作成

✓アセスメントに基づき、「何を目標に、誰が、どこで、どのような支援を、いつまで行うか」 を記載したチーム支援計画を作成

チーム支援の実践

- ✓チーム支援計画に基づいて、チームによる指導・援助を組織的に実施
- ✓定期的にケース会議を開き、目標達成の進捗状況や支援の効果を把握

点検・評価に基づくチーム支援の終結・継続

- ✓チーム支援の達成状況を評価
- ✓継続して支援が必要な場合は、アセスメントを行い、チーム支援計画を見直して支援
- ✓発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育におけるチーム支援についても、アセス メントの実施、目標の共有、取組プランの作成、実践、評価、改善の PDCA サイクル により、取組の効果を高めましょう。



Ⅲ 未然防止

1 不登校を生じさせない学校・学級づくり

新たな不登校を生まないためには、どのような取組を進めるとよいですか?



- ✓全ての児童生徒が、「学校は楽しい」と感じられるような魅力ある学校・学級づく りを進めましょう。
- ✓大切なことは、児童生徒が「自分という存在が大事にされている」「学校が心の 居場所になっている」「学校が自分にとって意味のある大切な場所になってい る」と実感できる学校・学級づくりをすることです。



魅力ある学校・学級づくり

全ての児童生徒にとって、学校・学級が安全・安心な居場所にするためには、教職員が、児童生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支えるよう、教育活動全体を通じて、声かけ、励まし、賞賛などの自己存在感や自己肯定感、充実感を高める働きかけを行います。

また、全ての児童生徒が自分のよさを発揮しながら活躍することにより、互いのよさを認め合ったり、<mark>自己有用感</mark>を感じたりすることができる場や機会を意図的・計画的に提供するためには、「魅力ある学校・学級づくり」に係る取組を教科等横断的な視点で教育課程に位置付けるなどして、組織的に取組を推進します。

さらに、「こども理解支援ツール『ほっと』」を活用し把握した児童生徒のコミュニケーションスキルを踏まえて、児童生徒がよりよい人間関係を築く力の向上に向けた効果的な取組を推進することも考えられます。

いじめ等の問題行動を許さない学校づくり

学校が児童生徒にとって楽しく、安心して通うことができる居場所であるためには、いじめや暴力行為、教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導などを許さない毅然とした態度で適切な対応が行えるよう、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取組を推進します。

また、教育機会確保法の基本方針では、「<u>教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、こうしたことが不登校の原因となっている場合は、懲戒処分を含めた厳正な対</u>応が必要である。」とされており、決して許される行為ではありません。

- ※国立教育政策研究所「生徒指導リーフ leaf.18」(平成 27 年3月)
- ※「子ども理解支援ツール『ほっと』」(道教委Webページ)
- ※不登校に関する調査研究協力者会議報告書~今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について(令和4年6月)

2 誰にとっても分かりやすい授業づくり

「個別最適な学びと協働的な学び」、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に加えて、さらに新しいことをする必要があるのですか?



- ✓新しいことをするわけではありません。
- ✓大切なことは、生徒指導の実践上の視点を生かしながら、学習指導要領の趣旨の実現に向け、全ての児童生徒にとって分かりやすく、児童生徒が自らの可能性を発揮したり、互いのよさを認め合ったりしながら、資質・能力を確実に身に付けることができる授業づくりを進めることです。



生徒指導の実践上の視点を生かした授業づくり

- (1) 自己存在感の感受を促進する授業づくり 授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自己肯 定感や自己有用感を育む工夫が求められます。
- (2) 共感的な人間関係を育成する授業 授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していく ことが大切です。例えば、発表などにおいて、失敗を恐れない、間違いやできないことが笑 われない、むしろ、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについて児童生徒同士がお 互いに関心を抱き合う授業づくりが求められます。
- (3) 自己決定の場を提供する授業づくり 教員は、児童生徒間の対話や議論の機会を設ける、児童生徒が協力して調べ学習をする などの取組を積極的に進めるとともに、児童生徒の学びを促進するファシリテーターとし ての役割を果たすことも重要です。
- (4) 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業 授業において、児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮す ることも不可欠です。
 - ✓学習指導及び生徒指導の目的を達成し、生徒指導上の諸課題を生まないために も、教育課程における生徒指導の働きかけは欠かせません。
 - ✓大切なことは、教育課程の編成、実施において、学習指導と生徒指導を相互に関連付けながら一体的に充実を図り、学校の教育目標を実現させることです。



3 SOSの出し方に関する教育の充実

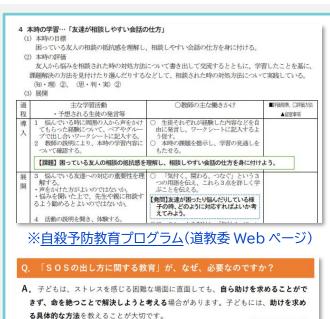
児童生徒が不安や悩みを一人で抱え込まないようにするには、 どのような教育活動が有効なのですか?



✓「SOS の出し方に関する教育(援助希求的態度の育成)」を実施しましょう。

✓大切なことは、「SOS の出し方に関する教育」を教育課程に位置付けるととも に、カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等や学校行事等と関連付ける ことにより、教育活動全体を通して、組織的・計画的に取組を進めることです。





- 本プログラムは、児童生徒が、つらいとき や苦しいときに、「誰にどのように助けを求 めるとよいか」について、具体的かつ実践的 な方法をロールプレイなどの体験的な活動 を通して学ぶことができます。
- また、本プログラムには、指導案やワーク シートのほか、実践事例等を掲載しておりま すので、各学校の実態に合わせて御活用くだ さい。
- さらに、「SOS の出し方に関する教育」等を実施するに当たっては、教職員が、本教育活動の意義や効果、他教科等との関連等について理解を深めるため、左記の資料等を活用するなどして教職員研修等を充実させてください。
- ※SOS の出し方に関する教育を始めましょう!(令和2年10月)

家にも学校にも 居場所がない…

友達との関係

✓本プログラムを実施する際には、「価値の押し付けを避ける」、「協働的な学びを重視する」ことに留意してください。

でも 誰に? どうやって?

悩んだり困ったりしたときに、誰かに 相談したり助けを求めたりすることが

できる。 ・自分が相談されたときの対処方法を身

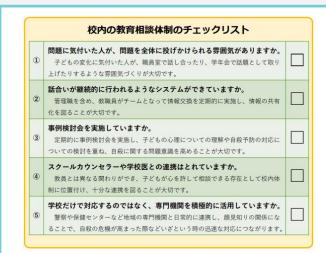
✓大切なことは、教職員と児童生徒、児童生徒同士が学び合うことにより、自分とは異なる思いや考え方に触れ、多様性を認め合い、仲間との絆を深めるとともに、児童生徒のコミュニケーション能力や望ましい人間関係を構築する能力を高めることです。

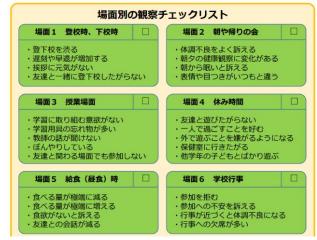


✓教職員が、児童生徒が発する SOS を受け止め、適切な指導・援助ができるよう、 児童生徒の状況を多面的に把握するための研修の実施や、児童生徒の心と身体 の変化等を可視化するツールを有効に活用しましょう。

✓大切なことは、これらの取組を通して、教職員の教育相談に携わるための力量の 向上を図ることです。







※子どもの SOS に気付くために(令和2年9月)

※子どもたちの SOS を受け止めるために(令和4年5月)

- 教職員研修などの機会に、上記の資料を活用し、複数 の教職員がチェックしなかった項目について協議する など、全教職員の共通理解のもと、児童生徒のSOSを 受け止められる力の向上を図りましょう。
- 児童生徒が学校や先生に直接伝えにくいことを伝える手段として、「おなやみポスト」がありますので、児童生徒がいつでも相談できるよう周知しましょう。



- ✓児童生徒の実態に合わせて、上記の資料等の要素を取り入れた授業を行ったり、教職員研修 を行ったりするなどして、「SOS の出し方に関する教育」の充実を図りましょう。
- ✓大切なことは、「SOS の出し方に関する教育」を通して、どんな子どもを育てたいのかという 目標を学校全体で共有し、評価・改善しながら、質の向上を図ることです。



学校の風土の「見える化」 4

児童生徒一人一人にとって、学校が安心して学べる環境である ことを確かめるには、どんな方法があるのですか?



✓ 学校評価の仕組みを活用したり、学校の風土等を把握するためのツール等を活 用したりすることが考えられます。

✓大切なことは、安心して学べる学校づくりに向け、児童生徒の授業への満足度や 教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気を客観的に把 握し、関係者が共通認識をもって学校運営を改善することです。



○ 文部科学省が取りまとめた学校の風土等を把握するためのツールや導入に当たっての 効果、実践事例等を参考にしながら、各学校の実態に応じて活用してください。

03.学校風土の把握とは



児童生徒がアンケート調査等に回答する。

- 自分にはいいところがあると思いますか。
- 不安や悩みを相談できる先生はいますか。
- スマートフォン等で友だちとメールやSNS(LINEなど)でのやり取りをすることが ありますか。
- 睡眠時間は平均してどのくらいですか。
- あなたのクラスではみんなが掃除当番や係の仕事を責任をもってしていますか。
- SNS上で仲間外れにされたり、ひどいことを書かれたことがありますか。
- 将来の夢や目標はありますか。
- 授業中、難しい、ついていけないと不安になることはありますか。

- 教職員の経験年等や考え方等に左右されず、エビデンスのある分析に基づいた対応方針を立 てることができる。
- ・ 教育実践を振り返り、修正する手立てとなる。
- いじめ等の諸課題を早期に発見し、不登校を予兆する等、困難を抱える児童生徒を早期に支援することにつながる。
- ・ 児童生徒一人ひとりの心身の状況、学校生活への安心感、喫緊の課題やSOS、学級や学年の
- 児童生徒の見えていなかった長所や得意を発見できる。
- 児童生徒が抱える課題の詳細が分かり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等との連携につながる。

実施状況(令和5年2月時点 児童生徒課調べ)

学校では、学校が生徒にとって生活しやすい風土雰囲気であるかを把握するための生徒に対する アンケート等を実施していますか。

D

- 全ての学校でアンケート等を実施している (学校や教育委員会独自作成のものも含む)
- B:アンケート等を実施している学校がある
- C: アンケート等を実施している学校はない
- D: 教育委員会では把握していない

アンケートツール例

Q-U/hyper-QU 子どもの満足感や意 欲、集団の雰囲気など を把握し、いじめ·不 登校対策や学力向上 等に活用できる。

ダーチャ 「散布図」等で、学年や クラスの状況を視覚 的に把握。教科学力と のクロス集計も可能。

i-check ASSESS 学習状況や友人関係 本人のソーシャルスキ ルなど、6領域学校環 境適応感尺度で構成されたシートを活用で

学校風土調查 シグマ検査

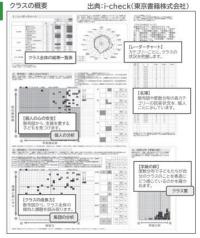
学校生活だけではな く、学習·家庭·心身の

状態を多面的に調査

、生徒の実態を詳細

つ的確に分析する。

エビデンスに基づき 学校風土を4側面で 評価する。課題と強み を明らかにできる Web調査ツール。



【利用者の声】

- ・これまで抽象的な表現をするしかなかった取組を数値化でき、具体的な目標として提示す ることができるようになった。
- ・学校生活以外の悩みが分かり、早期対応につながった。
- ※学校風土の把握ツール(文部科学省)

教員によって気になる児童生徒がばらばらで、教員個々の経験や知識によって捉え 方や対応が異なります。組織的な対応にするにはどうしたらいいのですか?



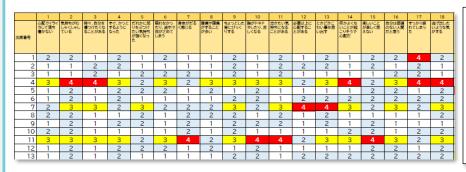
- ✓ データに基づいて、潜在的に支援が必要な児童生徒を適切な支援につなぐため、全 ての児童生徒を対象としたスクリーニングを行いましょう。
- ✓大切なことは、定期的なスクリーニングにより「気になる児童生徒」を早期に見いだし、スクリーニング会議やケース会議につなげ、組織的に支援することです。



「心と身体のチェック」を活用したスクリーニング①

道教委では、心理や福祉の専門家の協力のもと、児童生徒の心身の変化を可視化できるアセスメントツール「心と身体のチェック」を作成し、道教委Webページに掲載しています。

本ツールは、「イライラして落ち着かない」、「泣きたい気持ちになることがある」など、25個の質問項目から構成されており、長期休業の前後等に全ての児童生徒を対象として実施することにより、気になる児童生徒の早期発見・早期対応につなげることができます。



ネガティブな回答

- 4 よくあてはまる
- 3 ややあてはまる
- 2 あまりあてはまらない
- | 1 | 全くあてはまらない

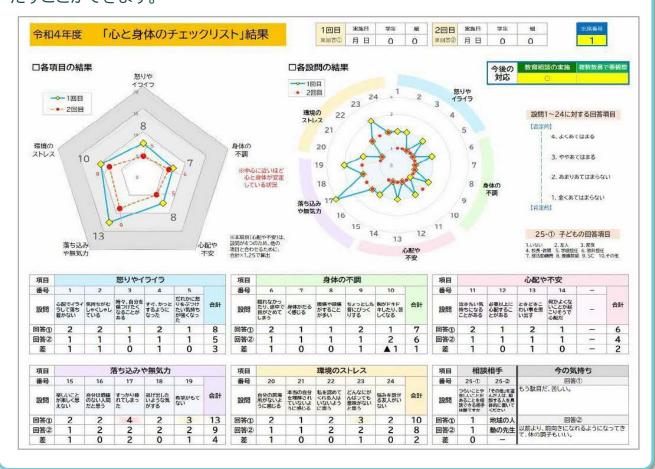
ポジティブな回答

- <mark>ネガティブな回答</mark>(赤・黄色)が多い児童生徒を視覚的に捉えることにより、気になる児童生徒をできる限り早期に複数メンバーで情報共有します。
- 教育相談コーディネーターをはじめ、生徒指導主事、養護教諭、SC、SSWなどが集まる「スクリーニング会議」を実施し、リスクの高い児童生徒を見いだし、必要な支援体制等について検討します。
- 特に集中的な関わりの必要性があると判断された児童生徒は、「ケース会議」につなぎ、 チームによる支援を行います。

※アセスメントツール「心と身体のチェック」(道教委Webページ)

「心と身体のチェック」を活用したスクリーニング②

本ツールは、児童生徒が回答すると、自動的に回答結果をレーダーチャートで示すことができます。また、長期休業の前後において実施するなど、複数回実施することにより、児童生徒の心や身体の状態の変化を可視化し、不安や悩みを抱いている児童生徒を早期に見いだすことができます。



- ✓本ツールの効果的な活用に向けて、スクリーニングを行うことの意義や期待できる効果等について、学校全体で十分に共通理解を図るとともに、気になる児童生徒の情報共有や結果に基づいた教育相談等の充実に向けた事例研修などを行いましょう。
- ✓本ツール以外にも、スクリーニングの資料として、「いじめアンケート」や「子ども理解支援ツール 『ほっと』」などを併用することにより、児童生徒の状況や変化をより多面的かつ的確に捉え、き め細かくスクリーニングを行うことができます。

※「子ども理解支援ツール『ほっと』」(道教委Webページ)



2 1人1台端末を活用した心のSOSの早期発見

児童生徒一人一人の悩みや困難を日常的に把握するためには、どうしたらよいのですか?



- ✓児童生徒の心の SOS を早期に把握するために、毎日、1人1台端末等を活用した 健康観察を行いましょう。
- ✓大切なことは、把握した児童生徒の心の SOS を見逃さず、適切な支援につなげる ことです。



○ 文部科学省が取りまとめた1人1台端末等を活用した健康観察・教育相談システム一覧 を参考にし、各学校の実態に応じて取組を推進してください。

1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進



- ・こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月2日) 1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な 支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指す。
- ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)(令和5年3月31日) <u>1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進</u>とされており、これらを踏まえ、1人1台端末を活用した児童生徒の心や体調の変化の早期発見や適切な支援につなげるためのシステム・マニュアル等について、下記の通り整理した。

無償

会社名	システム名	機能	機能詳細
Google	Google フォーム	・健康観察 ・相談窓口	・アンケート機能(健康観察に活用) ・記述式アンケート機能等を用いた相談窓口 ・リンク、QRコード、メールによるフォームの共有 ・Google スプレッドシート等へのデータのエクスポート ・Google Apps Script を利用したアラート機能等の実装
Google	Looker Studio [Google]Looker Studio in a minute -YouTube	・データの可視化	・Google スプレッドシート等のデータソースから表やグラフ等を作成し、データを可視化 ・データの自動更新や様々なフォーマットのグラフにより、多様な角度からの迅速な分析が可能に
Microsoft	Microsoft Forms	・健康観察 ・相談窓口	・アンケート機能(健康観察に活用) ・記述式アンケート機能等を用いた相談窓口 ・リンク、QRコード、メールによるフォームの共有 ・Microsoft Excel へのデータのエクスポート ・Microsoft Excel のマクロによるアラート機能
Microsoft	Reflect [Microsoft Teams for Education] Reflect - YouTube	・健康観察	・既存の質問項目を選択して、アンケートを簡単に作成 ・文字だけでなくキャラクターを使った選択肢 ・健康観察等に特化し、Microsoft Formsをより簡易に利用

Google フォーム、Microsoft Forms 用いた健康観察・相談窓口の作成方法(リンク) Looker Studio、Reflect の活用事例(リンク p6,p7)

※1人1台端末を活用した健康観察・教育相談システム一覧(文部科学省)

✓ 児童生徒の悩みや困難は、学級担任だけで抱えるのではなく、養護教諭、SC、SSW 等の専門性を生かした教育相談につなぎ、「チーム学校」で支援しましょう。



3 適切な支援に向けたアセスメント

個に応じた適切な支援を行いたいのですが、 どうしたらよいのですか?



✓不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげる 丁寧なアセスメントを行いましょう。

✓大切なことは、児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基いて、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討するなどして、チーム支援を行うことです。



多面的なアセスメント

児童生徒個々の状況や支援ニーズについては、学級担任や養護教諭、生徒指導担当教諭や教育相談コーディネーター等のほか、SC、SSW 等とも連携の上、ケース会議において、児童生徒や学級への的確なアセスメントを行います。

その際、BPS モデル(Bio-Psycho-Social Model)に基づき、「生物学的要因」、「心理学的要因」、「社会的要因」などの視点から多面的なアセスメントを行い、次の一歩となる具体的な支援の目標や方向性、具体的な対応策、役割分担まで検討します。

【生物学的要因(発達特性、病気等)】

睡眠、食事、運動、疾患、体調不良、特別な教育的ニーズなど

B

【心理学的要因(認知、感情、信念、ストレス、パーソナリティ等)】 学習、情緒、社交性、集団行動、自己有用感、自己肯定感、 関心、意欲、過去の経験など

P



【社会的要因(家庭や学校の環境や人間関係等)】 児童生徒間の関係、教職員との関係、学校生活、家族関係、 家庭背景、地域での人間関係など

S

- ✓悩みや不安の要因は多様化・複雑化しています。
- ✓ そのため、アセスメントは、チーム支援の成否の鍵を握っているといっても過言では ありません。



✓ これらの観点は重なる部分があり、どの観点に該当するのか判断が難しい場合もありますが、どこに該当するのかを厳密に特定する必要はありません。





В

生物学的要因(発達特性、病気等)

看目点	現在の状況・様子		
	睡眠不足である		
	寝つきが悪い		
睡眠	朝、起きられない		
唑 吹	寝る時間が安定しない		
	夜中に目が覚める		
	授業中に眠ることが多い		
	食欲がない		
	朝食をとらないことがある		
食事・運動	家庭で食事がとれていない		
及尹・建到	過食・拒食傾向である		
	偏食気味である		
	運動不足である		
	頭痛やめまいがある		
	吐き気や嘔吐がある		
	胃痛、腹痛、下痢がある		
疾患・体調不良	アレルギー疾患(疑い含む)がある		
	疲れや体のだるさがある		
	部位がはっきりしない痛みがある		
	情緒の著しい乱れがある		
	コミュニケーションが苦手である		
	聞いて理解することが苦手である		
	読み書き計算が苦手である		
特別な教育的ニーズ	人前であまり話をしない		
1400の牧目的一 ン	集中することが苦手である		
	多動傾向がある		
	感覚過敏である		
	過度のこだわり、興味の狭さがある		

※引用:「児童・生徒を支援するためのガイドブック~不登校への適切な対応に向けて~」(東京都教育委員会)



心理学的要因(認知、感情、信念、ストレス、パーソナリティ等)

着目点	現在の状況・様子		
	学習につまずきがある		
	考えることが苦手である		
	語彙が少ない		
学習	文字を書く、写すことが苦手である		
子白	極端に嫌いな教科がある		
	グループ学習が苦手である		
	時間内に作業が終わらないことが多い		
	ケアレスミスが増えた		
	すぐにイライラしてしまう		
	怒りを爆発させることが多い		
	緊張することが多い		
情緒	気分が落ち込むことが多い		
	泣いてしまうことが多い		
	自分の気持ちを抑えすぎる		
	表情の変化がほとんどない		
	人と関わることが苦手である		
	集団行動が苦手である		
社交性・集団行動	人前では過度に緊張する		
江义江、宋凶门到	一人でいることが増えた		
	人に暴言を吐くことが多い		
	自分勝手な行動が多い		
	人から褒められたり感謝されたりする場面があまりない		
自己有用感・	人のために行動することがない		
自己肯定感	自分を否定する発言が多い		
	自分の意見を言うことができない		
	過度に人に気をつかう		
	何でも面倒くさがる		
関心・意欲	好きなこと、熱中していることがない		
大きょう	すぐに飽きてしまう		
	興味をもつことの範囲が狭い		
	体調不良、ひどく疲れている		
	悪夢や夜驚(やきょう)がある		
過去の経験	気分の浮き沈みがある		
ルピュンマノル土河大	無力感や恐怖心がある		
	物事から逃げたがる		
	自己嫌悪や自責の念がある		

※引用:「児童・生徒を支援するためのガイドブック~不登校への適切な対応に向けて~」(東京都教育委員会)

S

社会的要因 (家庭や学校の環境や人間関係等)

いじめの訴えがある、いじめの情報がある 対立がある	看目点	現在の状況・様子	
児童生徒間の関係		□ いじめの訴えがある、いじめの情報がある	
孤立している		口 対立がある	
孤立している 気まずくなっている 相談できる友人がいない 教職員に反発している 教職員に反発している 教職員に対する緊張が見られる 教職員の前では本心を見せない 校則になじめていない 学校生活	旧亲生往門の問係	□ 悪口・陰口を言われている	
相談できる友人がいない	児里生使间の関係	□ 孤立している	
 教職員に反発している 教職員に対する緊張が見られる 対職員の前では本心を見せない 校則になじめていない 学校になじめていない 学校になじめていない クラブ活動、部活動を欠席する カラブ活動、部活動を欠席する 漁学に時間がかかる 保護者に反発している 家族の話をほとんどしない 心身の不調を抱えている家族がいる 保護者や兄弟姉妹が過度に厳しい 家庭が経済的な厳しさを抱えている 虐待の痕跡が見られる 保護者と連絡が取れない 非行グループとの交流がある 繁華街など危険な場所に行っている 地域の人などとトラブルがある 		□ 気まずくなっている	
 教職員との関係 □ 教職員に対する緊張が見られる □ 教職員の前では本心を見せない 校則になじめていない □ 学校になじめていない □ 委員会を欠席する □ クラブ活動、部活動を欠席する □ 通学に時間がかかる □ 探護者に反発している □ 家族の話をほとんどしない □ 心身の不調を抱えている家族がいる □ 保護者や兄弟姉妹が過度に厳しい □ 家庭内での変化が激しく、安定していない □ 家庭が経済的な厳しさを抱えている □ 信待の痕跡が見られる □ 保護者と連絡が取れない □ 非行グループとの交流がある □ 繁華街など危険な場所に行っている □ 地域の人などとトラブルがある 		□ 相談できる友人がいない	
 教職員との関係 □ 教職員に対する緊張が見られる □ 教職員の前では本心を見せない □ 校則になじめていない □ 学校になじめていない □ 委員会を欠席する □ クラブ活動、部活動を欠席する □ 通学に時間がかかる □ 保護者に反発している □ 家族の話をほとんどしない □ 小身の不調を抱えている家族がいる □ 保護者や兄弟姉妹が過度に厳しい □ 家庭内での変化が激しく、安定していない □ 家庭が経済的な厳しさを抱えている □ 虐待の痕跡が見られる □ 保護者と連絡が取れない □ 非行グループとの交流がある □ 繁華街など危険な場所に行っている □ 地域の人などとトラブルがある 		□ 教職員に反発している	
□ 教職員に対する緊張か見られる □ 教職員の前では本心を見せない □ 校則になじめていない □ 学校になじめていない □ 委員会を欠席する □ クラブ活動、部活動を欠席する □ 通学に時間がかかる □ 保護者に反発している □ 家族の話をほとんどしない □ 心身の不調を抱えている家族がいる □ 保護者や兄弟姉妹が過度に厳しい □ 家庭内での変化が激しく、安定していない □ 家庭が経済的な厳しさを抱えている □ 信待の痕跡が見られる □ 保護者と連絡が取れない □ 非行グループとの交流がある □ 繁華街など危険な場所に行っている □ 地域の人などとトラブルがある	物酔品との関係	□ 教職員を避ける	
校則になじめていない	秋 収貝との判除	□ 教職員に対する緊張が見られる	
学校生活 学校になじめていない ● 委員会を欠席する □ クラブ活動、部活動を欠席する □ 通学に時間がかかる □ 保護者に反発している □ 家族の話をほとんどしない □ 心身の不調を抱えている家族がいる □ 保護者や兄弟姉妹が過度に厳しい □ 家庭内での変化が激しく、安定していない □ 家庭が経済的な厳しさを抱えている □ 信待の痕跡が見られる □ 保護者と連絡が取れない □ 非行グループとの交流がある □ 繁華街など危険な場所に行っている □ 地域の人などとトラブルがある		□ 教職員の前では本心を見せない	
学校生活		□ 校則になじめていない	
□ クラブ活動、部活動を欠席する □ 通学に時間がかかる □ 保護者に反発している □ 家族の話をほとんどしない □ 心身の不調を抱えている家族がいる □ 保護者や兄弟姉妹が過度に厳しい □ 家庭内での変化が激しく、安定していない □ 家庭が経済的な厳しさを抱えている □ 虐待の痕跡が見られる □ 保護者と連絡が取れない □ 非行グループとの交流がある □ 繁華街など危険な場所に行っている □ 地域の人などとトラブルがある		□ 学校になじめていない	
□ 通学に時間がかかる □ 保護者に反発している □ 家族の話をほとんどしない □ 心身の不調を抱えている家族がいる □ 保護者や兄弟姉妹が過度に厳しい □ 家庭内での変化が激しく、安定していない □ 家庭が経済的な厳しさを抱えている □ 虐待の痕跡が見られる □ 保護者と連絡が取れない □ 非行グループとの交流がある □ 繁華街など危険な場所に行っている □ 地域の人などとトラブルがある	学校生活	□ 委員会を欠席する	
保護者に反発している 家族の話をほとんどしない 小身の不調を抱えている家族がいる 保護者や兄弟姉妹が過度に厳しい 家庭内での変化が激しく、安定していない 家庭が経済的な厳しさを抱えている 虐待の痕跡が見られる 保護者と連絡が取れない 非行グループとの交流がある 繁華街など危険な場所に行っている 地域の人などとトラブルがある		口 クラブ活動、部活動を欠席する	
家族の話をほとんどしない		□ 通学に時間がかかる	
家族関係・家庭背景 □ 保護者や兄弟姉妹が過度に厳しい □ 家庭内での変化が激しく、安定していない □ 家庭が経済的な厳しさを抱えている □ 虐待の痕跡が見られる □ 保護者と連絡が取れない □ 非行グループとの交流がある □ 繁華街など危険な場所に行っている □ 地域の人などとトラブルがある		□ 保護者に反発している	
家族関係・家庭背景		□ 家族の話をほとんどしない	
家庭内での変化が激しく、安定していない		□ 心身の不調を抱えている家族がいる	
□ 家庭内での変化が激しく、安定していない □ 家庭が経済的な厳しさを抱えている □ 虐待の痕跡が見られる □ 保護者と連絡が取れない □ 非行グループとの交流がある □ 繁華街など危険な場所に行っている □ 地域の人などとトラブルがある	安华朗区, 安皮北早	□ 保護者や兄弟姉妹が過度に厳しい	
□ 虐待の痕跡が見られる □ 保護者と連絡が取れない □ 非行グループとの交流がある □ 繁華街など危険な場所に行っている □ 地域の人などとトラブルがある	永欣闵は、永姓月京	□ 家庭内での変化が激しく、安定していない	
□ 保護者と連絡が取れない□ 非行グループとの交流がある□ 繁華街など危険な場所に行っている□ 地域の人などとトラブルがある		□ 家庭が経済的な厳しさを抱えている	
□ 非行グループとの交流がある □ 繁華街など危険な場所に行っている □ 地域の人などとトラブルがある		□ 虐待の痕跡が見られる	
地域での人間関係□ 繁華街など危険な場所に行っている□ 地域の人などとトラブルがある		□ 保護者と連絡が取れない	
地域での人間関係 口 地域の人などとトラブルがある		ロ 非行グループとの交流がある	
□ 地域の人などとトラブルがある	地状での1888	□ 繁華街など危険な場所に行っている	
□ SNS等での危険な交流がある	地域での人间判除	□ 地域の人などとトラブルがある	
		□ SNS等での危険な交流がある	

※BPS モデルを活用したアセスメントのための上記チェック表については、<u>『児童・生徒を支援するためのガイドブック</u> <u>~不登校への適切な対応に向けて~』</u>(東京都教育委員会 平成30年)を引用しています。

✓大切なことは、アセスメントのためのケース会議において、課題を明確化し、具体的な目標(方針)を共有した上で、それぞれの専門性や持ち味を生かした役割分担や支援の方法等についてプランニングし、適切な支援につなげていくことです。



4 アセスメントに基づく個に応じた支援計画

校内で情報共有を図る効果的な方法はありますか?



✓アセスメントに基づく児童生徒の情報を共有し、共通理解の下で支援に当たるための一つの方法として、「児童生徒理解・支援シート」を活用することが考えられます。

✓大切なことは、教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢をもち、学校全体でチームとして指導・援助を行う体制の充実を図ることです。



児童生徒理解・支援シートとは

支援の必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、当該児童生徒の置かれた状況を関係機関にも情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、対象分野の担当教員、養護教諭等の教員や、SC、SSW等を中心に、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、学校が組織的に作成するものです。

本シートを活用することで、児童生徒に関する必要な情報を集約し、支援の計画を学校内 や関係機関で共通理解を図るとともに、さらに、本シートを進学先・転学先の学校で適切に 引き継ぐことによって、多角的な視野に立った支援体制を構築することが可能となります。

- ※文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日)
 - ・(別添1)児童生徒理解・支援シート(参考様式)
 - ・(別添2)児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」

本シートは、いつくらいから作成するとよいのですか?



- ✓早期からの支援が重要であることから、予兆への対応を含めた初期段階から本シートを活用して情報を整理し、組織的・計画的な支援につなげましょう。
- ✓前年度の欠席状況や、遅刻、早退、保健室登校、別室登校等の状況を鑑みて、早期の 段階、目安として連続欠席5日目や欠席累計 10 日目からシートを作成するなど、地 域の実態に合わせて、市町村または中学校区単位で、作成開始等の基準を設定し、 地域として組織的に支援することができるようにすることが考えられます。



- ✓本シートは、支援に関する情報を集約し、引き継いでいくためのものです。
- ✓大切なことは、複数の関係者が正確な情報を共有できるようにするため、主観的な 判断を避け、アセスメントに基づいて客観的な事実を記載することです。



記載する内容(例)

- (1) 共通シート
 - ·学年別欠席日数等【遅刻、早退、別室登校等】
 - ・支援を継続する上での基本的な情報【本人の強み、アセスメントの情報等】
 - ・家族関係【生育歴、本人を取り巻く状況等】
- (2) 学年別シート
 - ·支援機関名等

- ·月別欠席状況等
- ・長期欠席、不登校等欠席状況に関する理由
- ・次年度への引継事項

・本人・保護者の状況・希望

- ・本年度の目標
- ・各学期の個別の支援計画(目標、支援内容、経過及び評価)
- (3) 協議シート(ケース会議等記録シート)
 - ・本人・保護者の意向

・関係機関からの情報

·支援状況(目標、役割分担)

·確認·同意事項

記入する項目が多くて、相当の時間を要すると思うのですが、 全ての項目について埋める必要があるのですか?



- ✓全ての欄に記入することが求められているわけではありません。
- ✓各学校や児童生徒の状況に応じて記載の項目や内容、方法等を修正するととも に、使用する様式の欄は児童生徒に応じて記入してください。
- ✓大切なことは、本シートを活用して、情報共有を図ることに加え、学年、校種を越えた切れ目のない支援の実現に向けた引継ぎを行うことです。
- ✓次の環境への移行期を自らリセットの機会と考えている児童生徒もいることから、 情報の引継ぎを重視するとともに、それがレッテル貼りとならないように、柔軟な 見守りの姿勢をとることも重要です。



V 継続的な支援

1 校内での支援

学校に登校はできるけど、教室には入ることができない児 童生徒には、どのような支援をしたらよいのですか?



✓不登校の兆候がある早期段階において、学校内に安心して心を落ち着ける場所を確保したり、校内教育支援センターを設置したりして、自分のペースで個別の学習支援や相談活動を行うことがあります。

✓大切なことは、児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことにより、自己肯定感を高めるとともに、学習の遅れやそれに基づく不安を解消し、早期に学習や進学に関する意欲を回復させることです。



別室における指導

保健室や相談室、図書室や校長室など

避難場所としての「別室登校」

家庭

別室



教室

通過点としての「別室登校」

校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)とは

市町村教育委員会の主導の下、校内の別室を活用し、退職教員やボランティア等による学習支援、SC、SSW等による面談、相談などの支援を行います。また、別室と教室をオンラインでつなぎ、授業や学級の様子を視聴できるようにするなどの工夫も考えられます。

その際、児童生徒が別室で安心して過ごせるよう、教職員の配置や学習機会の整備など、 組織的に運営することが大切です。

※<u>生徒指導提要</u>(令和4年12月)「10.3.4 不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導」 ※不登校に関する調査研究協力者会議報告書~今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について(令和4年6月)

✓全ての児童生徒が安心して学ぶことができるよう、校内教育支援センターなど、教室 以外に安心して学べる環境を整備しましょう。



2 校外での支援

学校に登校できない児童生徒には、 どのような支援をしたらよいのですか?



- ✓家庭訪問や関係機関等との連携、ICT を活用した支援などがあります。
- ✓大切なことは、個々の状態や背景要因を適切にアセスメントし、その児童生徒に応じた多様な学びの場につなぐ支援を行うことです。



家庭訪問等の実施

欠席が続いたときには、電話だけでなく、教職員が家庭訪問を行い、児童生徒を「気にかけている」というメッセージを伝えるとともに、安心させることも必要です。

家庭訪問を行う際には、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し、適切な家庭訪問を行うことが大切です。必要に応じて、SC、SSW、教育支援センター、医療機関などの関係機関等と連携したアウトリーチ支援や保護者サポートも視野に入れた家庭教育支援を活用することも大切です。

留意点

学校を休んでいるときに、学級担任が家庭を訪問するというのは、抵抗や不安をもたらす場合もあります。また、登校を強く促したり、勉強の不安を喚起したりするなどの対応は、苦しく受け入れがたい関わりとなることから、次のような関わりを心がけましょう。

- ・家庭へ連絡し、児童生徒の了承を得たうえで訪問する
- ・都合のよい時間を聞き、約束を守って訪問する
- ・会いたくなければ家の人と話してもよいか、家の人に手紙を預けてもよいか聞く
- ・訪問時間は短く、児童生徒の話を傾聴する
- ・児童生徒の小さな変化や成長を見逃さずに言葉にして伝える
- ・先生が話しすぎたり、思いを押し付けたりしない

保護者との面談も重要になりますが、「児童生徒が学校に行かず、保護者も悩んでいる」ことも踏まえ、保護者との信頼関係の構築を図ります。

- ・面談場所や時間は保護者の希望を大事にする
- ・保護者にねぎらいの言葉をかけ、不安に寄り添い一緒に考えようとする姿勢を示す
- ・保護者の話をさえぎらずに不安や心配事を傾聴する
- ・複数で対応する場合は、あらかじめ伝えておく

✓学級担任一人ではできないことも、教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを 組み、役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が広がります。

✓大切なことは、多職種の専門家や関係機関と連携し、支援者の負担を分散することにより、当該児童生徒への関わりの密度を高め、支援の質を高めることです。



関係機関等との連携

下記のような関係機関では、児童生徒や保護者へのカウンセリングに加え、学習支援や集団活動、ソーシャル・スキル・トレーニングや家庭支援まで、不登校児童生徒の社会的自立に向けた幅広い支援が行われています。

- 教育支援センター
 - 市町村教育委員会が設置し、学習支援やカウンセリングを行っているだけでなく、保護者対象の面談や通所希望者への支援以外にも、地域における不登校児童生徒への支援の中核を担っています。
- フリースクール 民間団体やNPO法人が主催し、在籍校との間で通所状況や活動記録を共有するなどの 連携を行い、指導要録上の出席扱いとなるケースもあります。
- 〇 夜間中学

義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の学びの場として 重要な役割を果たしています。

- 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)※分教室型を含む 不登校児童生徒の実態に配慮し特別な教育課程での学びを提供しています。
 - ※教育支援センター実践事例
 - ※道内の「教育支援センター」及び「フリースクールなど民間の相談・指導施設」一覧
 - ※不登校特例校に関する調査研究

ICTの活用

自宅等と教室をオンラインでつなぎ、授業や学級の様子を視聴できるようにするなど、学校に登校できない児童生徒に対する学びの一形態としてオンラインを活用し、教育機会を確保することが求められており、道教委では、道内の ICT を活用した優れた実践事例を取りまとめ Web ページに掲載しています。

また、道教委では、多様な学びの場やオンラインの学習教材等、悩みを抱えている児童生徒、保護者、学校及び関係機関の皆さんが必要とする様々な情報にアクセスできる「不登校支援ポータルサイト」を Web ページに掲載していますので御活用ください。

- ※ICT を活用した不登校の児童生徒への「学びを止めない」「心を近づける」学習支援実践事例
- ※不登校支援ポータルサイト
- ※遠隔教育システム活用ガイドブック第3版(文部科学省)「2.9 不登校の児童生徒を支援する遠隔教育」
- ※<u>不登校の児童生徒を支援する遠隔教育事例【YouTube 動画】</u>(文部科学省)

VI 教職員の皆様へ

✓ 多様な要因・背景が複雑に関連して起こる不登校は、教職員がどんなに努力していて も生じることがあります。

✓大切なことは、児童生徒の社会的自立を目指し、一人一人に応じた支援や、児童生徒の 努力を認める前向きな評価を行うなど、全ての教職員が組織的に対応することです。



児童生徒の学習状況の把握と評価

教育支援センターやフリースクール等、学校外の施設で指導を受けている場合、学校は、児 童生徒の学習状況等を把握することが重要です。

施設の学習が適切であると判断された場合、学校は、その評価を通知表などで児童生徒や保護者、その施設に積極的に伝えましょう。このことは、児童生徒の自己肯定感を高め、学びへの意欲を喚起し、自立を支援する上で大きな意義があります。

- ※文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日)「別記2」
- ※<u>不登校児童生徒を対象とした ICT を用いた在宅学習における出席・学習評価のガイドライン</u>(不登校児童生徒を対象とした ICT を用いた在宅学習における出席・学習評価のガイドライン評価委員会)

学校外で相談・指導を受けている場合の出席の取扱い

一定の要件を満たす場合、校長の判断の下、学校外の施設で相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いにすることができます。

※文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日)「別記1」

通学定期乗車券制度の適用

学校外の公的機関や民間施設へ鉄道やバスで通う場合、実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券(鉄道)や通学定期乗車券(バス)を申請することができます。 校長が指導要録上の出席扱いとしていることが条件です。

※文部科学省通知「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」(平成5年3月19日)

さっそく、校内研修等において本資料を活用し、全教職員で共通理解を図るとともに、自校の状況を適宜見直し、効果的な取組となるよう改善したいと思います。



参考資料

・<u>不登校児童生徒等への支援についての法律「教育機会確保法」って何?</u>(令和5年10月文部 科学省)

- ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO プラン」(令和5年3月 文部科学省)
- ·生徒指導提要(令和 4 年12月 文部科学省)
- ・遠隔教育システム活用ガイドブック第3版(令和3年3月 文部科学省)
- ・小(中)学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編(平成29年7月 文部科学省)
- ・ <u>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針</u>(平成29年3月 文部科学省)
- ・<u>不登校に関する調査研究協力者会議報告書~今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の</u> <u>在り方について~</u>(令和4年6月 不登校に関する調査研究協力者会議)
- ・第Ⅲ期「魅力ある学校づくり調査研究事業」報告書(平成 29 年1月 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
- ・生徒指導リーフ <u>Leaf.2 「絆づくり」と「居場所づくり」</u>/ <u>Leaf.8 いじめの未然防止 I</u>/ <u>Leaf.9 いじめの未然防止 II</u>/ <u>Leaf.14 不登校の予防</u>/ <u>Leaf.15 「中1ギャップ」の真実</u>/ <u>Leaf.18 「自尊感情」?それとも「自己有用感」?</u>/ <u>Leaf.22 不登校の数を「継続数」と</u>「新規数」で考える(国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター)
- ・未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて~不登校の子供たちへの支援のポイント~(令和3年 1月 東京都教育委員会)
- ・<u>不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック「あしたも、笑顔で」</u>(令和2年8月 鳥取 県教育委員会)
- ・<u>児童・生徒を支援するためのガイドブック~不登校への適切な対応に向けて~</u>(平成30年12月 東京都教育委員会)
- ・<u>福井県不登校対策指針「誰もが笑顔になれる学校づくりのための3つのシステム」</u>(福井県教育委員会)

